討論会、講演会の主催等に関する取扱規程

(総則)

- 1. 本会が「論会、講演会等の主催、共催、後援又は協賛の依頼を受けたときは、その可否等の判断は定款及び無則によるほか、この 取扱内規により、理事会において行う。但し、過去に共催、後援又は協賛の履歴があり、分担金などの支出がない場合 は、依頼を受けた時点で可とし、理事会に結果を報告することができる。
 - ② 本会に計論会、講演会等の主催、共催、後援又は協賛を依頼する者は、原則として本会会員及び学協会等の法人又はこれに準ずるものとする。
- 2. 本会が、討論会、講演会等の主催、共催、後援又は協賛をするとき、その討論会、講演会等は分析化学に貢献するものであり、かつ収益を目的としないものとする。
- 3. 本会に討論会、講演会等の主催、共催、後援又は協賛を依頼しようとする者は、所定事項を記入した申請書を会長あてに提出する。

(主催)

- 4. 討論会、講演会等の主催とは、本会が討論会、講演会等を主催する場合、及び本会が他学協会と平等の立場で共同で主催(共同主催という)する場合をいう。
- 5. 討論会、講演会等の主催決定に際しては、その討論会、講演会等の準備、運営等に伴う事務量及び必要経費を考慮 し、本会の定常業務に支障をきたさない範囲内であることを確認する。
- 6. 本会が主催する討論会、講演会においては、その主要議題が本会の専門分野に属するものであり、その会議の準備、 運営等の委員は、本会理事会で選定され、会長によって委嘱されるものとする。
- 7. 本会が主催する討論会、講演会等においては、必要に応じ会長はその準備あるいは運営委員長と合意書を交換する。

(共催)

- 8. 討論会、講演会等の共催とは、その討論会、講演会等の開催について、本会は主体性を持たず、広報活動等の援助 を行う場合をいう。
- 9. 本会が討論会、講演会等を共催する場合は、その討論会、講演会等の主要議題が本会の専門分野と関連を持ち、本会正会員が会議の準備、運営等の委員に若干名加わることを条件とする。
- 10. 本会が共催する討論会、講演会等に対しては、他学協会長等の申し出によって広報活動の援助を行う。特に理事会の承認を得て分担金を支出することがある。

(後援又は協賛)

- 11. 討論会、講演会等の後援又は協賛とは、本会がその討論会、講演会等の開催に賛同し、後援又は協賛団体の一つとして、本会名義の使用を認める場合をいう。
- 12. 本会が討論会、講演会等を後援又は協賛する場合は、その討論会又は講演会が分析化学に関連を持ち、その開催が本会会員にとっても有意義であることを条件とする。
- 13. 本会が後援又は協賛する討論会、講演会等に対しては、希望に応じ広報活動の援助を行うことがある。

(付則)

- 14. 本会支部が影論会、講演会等を主催、共催、後援、又は紡費する場合は、上記各項の「本会」を「本会支部」と、「理事会」を「支部幹事会」と、又「会長」は「支部長」と読み替えるものとする。
 - ② 本会研究懇談会が、計論会、講演会等を主催、共催、後援、又は焼費する場合は、上記各項の「本会」を「本会研究懇談会」と、「理事会」を「研究懇談会運営委員会」と、又「会長」は「研究懇談会運営委員長」と読み替えるものとする。
 - ③ 本会会員は主催団体会員と同じ資格で参加できることを条件とする。。
- 15. 本会規程の改訂は、理事会の議を経て行う。

1982 年 9 月 17 日理事会承認 2022 年 6 月 29 日 2023 年 3 月 30 日 一部改訂